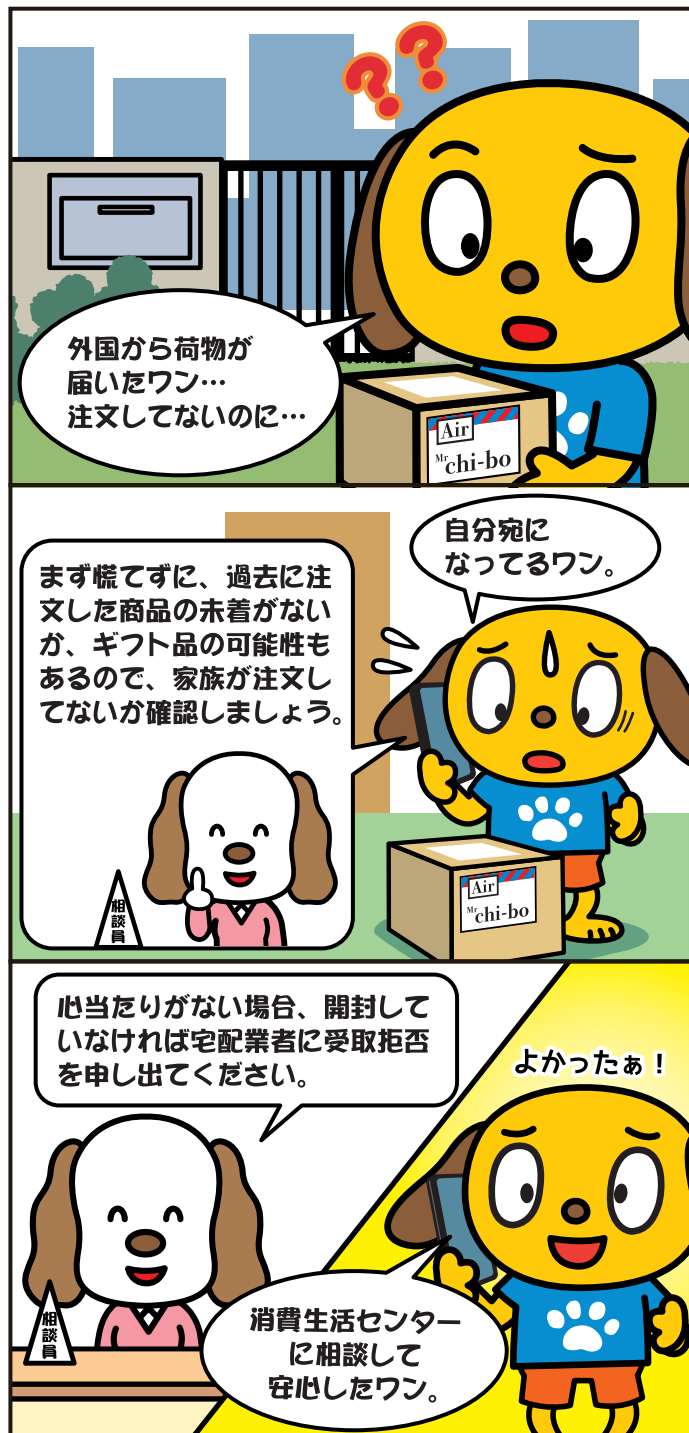


注文した覚えのない荷物が届いた



【相談事例】

突然、注文した覚えのない荷物が郵便受けに入っていた。届け先は私の住所、氏名になっている。送り主の欄に外国の住所と会社名が英語で書かれている。まだ開けていないが、どうすればよいのか。

【トラブルにあわないために】

海外から、覚えのない荷物が届いたという相談が、消費生活センターに寄せられています。まず慌てずに、過去に注文した商品の未着がないか、ギフト品の可能性もあるので、家族が注文していないか確認しましょう。

心当たりがない場合、開封していなければ宅配業者に受取拒否を申し出てください。開封してしまった場合は、安易に返送することは避け、対処の仕方を宅配業者に相談してください。

特定商取引法のネガティブオプション（送り付け商法）の規定では、事業者が金銭を得ようとして一方的に送り付けた商品を消費者は直ちに処分することができます。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務はありません。対応に迷ったときは消費生活センターにご相談ください。



一方的に送り付けられた商品が届いたら、
処分することができるワン！

